

事 務 連 絡
平成19年 8 月 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産飴菓子の取扱いについて

今般、インドネシアにおいて、中国から輸入した飴菓子等からホルムアルデヒドが検出されたとの情報を入手したところです。

については、今後、中国産飴菓子の輸入届出がなされた場合には、下記によりホルムアルデヒドに係る検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方お願いします。

記

1. 対象食品

中国産飴菓子

2. 検査項目及び頻度

- (1) ホルムアルデヒドに係る検査実績のない場合は、貨物を保留の上、輸入者に対してホルムアルデヒドに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導するとともに、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき、モニタリング検査を実施すること。

3. 検査方法

「魚介類中のホルムアルデヒド分析法」（平成9年2月5日付け衛乳第44号別紙）
又は「衛生試験法・注解2005」（日本薬学会編）に示す方法を準用すること。
なお、検出下限は10ppmとする。

4. その他

検査によりホルムアルデヒドを検出した場合にあっては、製造工程におけるホルムアルデヒドの使用の有無を確認すること。